

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号				
不利益処分の種類	介護支援専門員実務研修受講試験合格の取消し等	根拠条項	第69条の31				
処 分 基 準	都道府県知事は、不正の手段によって介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。						
	対応区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO